

令和2年5月22日

参議院議員  
世耕 弘成 先生

一般社団法人 日本在宅介護協会  
会長 市川 明壽

## 新型コロナウイルス感染症への対応に関する要望

### 1. 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、一部の介護事業所ではサービスの休止・縮小をしている中、利用者及び家族の生活を守るためにサービスを継続している事業所も多く存在します。事業所としてサービスを継続していくためには、感染リスクに対応する必要があることから、介護従事者への給付のみでなく、使用用途に柔軟性のある「支援事業」を望みます。

すでに福岡市をはじめとした一部の自治体においては、感染リスクの最前線で休むことなく介護に従事している者の労に報いるとともに、安心して介護に従事できるよう、介護従事者への支給に限定した特別給付金が創設されております。

しかし、危険手当としての位置付けと推測されますが、何をもちいて危険と判断するのか基準が不明確であり、利用を辞退する事業所もあります。感染リスクを推し量るには、接触時間やサービス内容等の様々な要素があり、公平性のある基準を設けて運用するには、煩雑となりかねません。また、福岡市の基準では、サービスと利用者の設定が大枠すぎるため、複数の事業所を運営する介護事業者では、社内の他事業所・他サービスとの整合性がとれず、受給することを断念せざるを得ない事態も生じています。

その一方で、同じ福岡県内の春日市では、支給要件が「従事者を支援し、又は、従事者が安心して業務に従事し続けられるための取組に直ちに活用すること」とされており、従事者への手当のみならず、感染防止対策に役立つ物品の調達に充てることが可能となっており、サービス継続に必要な費用への活用等、事業所側の裁量に委ねる柔軟性のある制度となっております。

そのため、新型コロナウイルスが感染拡大している中、事業所としてサービス継続を行うにあたり必要な費用全般に活用できる「支援事業」を望みます。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」を創設いただき、感染者が発生した事業所等にとっては利用しやすい施策となって

いるのですが、対象となる事業所の条件が限定されていることから、上述の春日市の事例にみられるように、感染者発生の有無に限定せず、対象となる事業所及び使用用途を拡大していただけますと、多くの介護事業所にとって有効となると考えます。

つきましては、対象事業所の拡大と事業所がサービス継続するために必要な費用全般に活用できるよう、ご配慮いただきたくお願い致します。

また、新型コロナウイルスが感染拡大している中、最低限の人数で対応しているため、申請手続き等は極力簡素化していただきたくお願い致します。例えば、サービスを継続している事業所を支援するという趣旨より、稼働実態を反映させるため、対象期間の介護給付額に応じた支給とするなど、基準を簡略化して頂きたく存じます。

## 2. 待機したが発症しなかった者への休業手当

保健所より待機とされたが、発症しなかった場合は、労災保険・傷病手当の対象外となり保障がないため、それに代わる休業手当を支給するための給付金を、上記1のサービス継続支援事業とは別に望みます。

濃厚接触者や感染が疑われる場合、保健所より2週間程度自宅待機するよう指示されますが、発症しなかった場合は、労災保険や傷病手当の対象外となり、公的保障を受けることができません。

また、利用者が濃厚接触者の場合、その利用者のサービスに入っていた介護従事者は利用者が陽性とならなければ検査対象とならず、自宅待機を指示されるのみとなります。

なお、保健所からの指示による自宅待機の場合は、所属法人から休業手当を支給する義務はありません。事業者側としては、自宅待機を指示された介護従事者に休みが生じた分は、他の介護従事者を充てる必要があり、介護報酬は変わらない中、補填した介護従事者へ賃金を支払ってしまうと、休業手当を支払う原資がありません。その結果、自宅待機となった介護従事者は、有給休暇を消化することで収入確保を図っております。

本来であれば、濃厚接触や感染が疑われることに業務との起因性があるのであれば、たとえ発症しなくとも、労働災害と同一の性質とみなすべきと考えます。

つきましては、保健所より待機とされたが発症しなかった場合において、所属法人より休業手当を支払うための給付金を望みます。

なお、その際には、保健所から出たのが「指示」と「要請」のどちらかが曖昧である場合が散見されるため、介護従事者を広く救済できるよう対象要件をご配慮いただきたく存じます。

### 3. 介護人材創出のための支援事業

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、一部の事業所にてサービスの休止・縮小をしていることで、新たなサービス提供事業所を検索する利用者が増加していることや、小学校の休校等により休まざるを得ない介護従事者が存在し、人材不足が深刻化しています。既存の介護従事者が時間外労働や休日労働を行うことで、かろうじてサービスを維持しており、現場スタッフに多大な負担が生じております。

その一方で、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、職を失う者や休業している者が社会問題化しております。

この状況は、リーマンショックのときよりも深刻という報道もありますので、リーマンショック時の「緊急雇用対策事業」と同様に、「働きながら資格をとる」支援事業を実施いただき、求職者を救済すると同時に、介護業界への人材流入を図っていただきたく存じます。

### 4. 現場スタッフの声

最前線で休むことなく介護に従事している者より、以下のような声が届いております。

- ・いつ自分が感染するか、自分が感染源にならないか不安でいっぱいである。とにかくサービスに入るのが怖い。防護服も無く、マスク、消毒液も不足している中でヘルパーにサービス提供を依頼している管理者の精神的な負担は大きい。
- ・家族（夫や両親）から感染が心配なため、仕事を辞めるよう言われた。
- ・厚労省の濃厚接触者に対するサービスの指針が分かりにくく抽象的であるため、判断が難しい。
- ・市内の介護施設で感染者が確認された際に、自治体は事業所判断に任せるといわれるが、濃厚接触者情報等の公表がされない中で、どのように判断すればよいのかわからない。他社の通所介護やショートステイが自主判断で休止する中でのサービス継続は大きなストレスとなっている。
- ・通所介護事業所の休止等により、訪問介護事業への代替サービス提供にてカバーするにしても、感染者情報等の共有が遅れることにより、ご利用者の生活が守れない状況が出来ており、個人情報保護の観点から理解はするものの、サービス提供者側、ご利用者側双方を守るために、少なくとも同地域エリア内での情報共有がスムーズに図れ、地域での連携が図れるよう各地方行政へご指導いただきたい。

以上